

訪問型サービス（独自）サービスコード表（令和3年4月1日以降）

和歌山県 海南市

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A 2	1111 訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度）	1,176	1月につき	
A 2	2111 訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度）	39	1日につき	
A 2	1211 訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度）	2,349	1月につき	
A 2	2211 訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度）	77	1日につき	
A 2	1321 訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）	3,727	1月につき	
A 2	2321 訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）	123	1日につき	
A 2	6001 訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合		所定単位数の10%減算		
A 2	8000 訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		
A 2	8001 訪問型サービス特別地域加算日割					
A 2	8100 訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		
A 2	8101 訪問型サービス小規模事業所加算日割					
A 2	8110 訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		
A 2	8111 訪問型サービス中山間地域等提供加算日割					
A 2	4001 訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200	1月につき	
A 2	4003 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位加算		100
A 2	4002 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位加算		200
A 2	6269 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の137/1000加算		
A 2	6270 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の100/1000加算		
A 2	6271 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の55/1000加算		
A 2	6273 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の90%加算		
A 2	6275 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の80%加算		
A 2	6278 訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の63/1000加算		
A 2	6279 訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の42/1000加算		
A 2	8310 訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000加算		

【重要】令和3年3月15日付け「厚生労働省告示第七十二号」の別表に準ずる。

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

※介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能である。

「令和3年9月30日までの上乗せ分」の計算方法について

①令和3年9月30日までは、イからトまでの基本報酬に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を加えた額が基本報酬となる。

具体的には、1月あたりの基本報酬に0.1%を乗じた額（四捨五入。ただし、1単位未満となる場合は切り上げ。）が「令和3年9月30日までの上乗せ分」の額となる。

ただし、基本報酬に加減算を乗じた額をサービスコードとしている場合には、当該サービスコードによる1月あたりの算定単位数に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を乗じることとなる。

②基本報酬に係るその他の加減算（特別地域加算、同一建物減算等）の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。

③介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。

④「厚生労働省告示第七十二号」の別表と本市の違いについて…イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルのうち、ニ～トは本市においては実施していません。